

化学工業地域災害対策編

化学工業地域災害対策編

第1章 総則

| | | |
|-----|-----------------------------|-------|
| 第1節 | 計画の目的 | 1-1-1 |
| 第2節 | 指定地域の範囲 | 1-1-1 |
| 第3節 | 想定される災害 | 1-1-1 |
| 第4節 | 指定地域の現況 | 1-4-1 |
| 第5節 | 防災関係機関及び関連企業の処理すべき事務又は業務の大綱 | 1-5-1 |

第2章 防災組織

| | | |
|-----|-----------|-------|
| 第1節 | 組織の整備 | 2-1-1 |
| 第2節 | 応援協力体制の確立 | 2-2-1 |
| 第3節 | 消防体制 | 2-3-1 |

第3章 災害予防

| | | |
|-----|--------------|-------|
| 第1節 | 防災施設及び資器材の整備 | 3-1-1 |
| 第2節 | 防災教育及び防災訓練 | 3-2-1 |
| 第3節 | 災害予防 | 3-3-1 |

第4章 災害応急対策

| | | |
|-----|---------------|-------|
| 第1節 | 災害対策本部 | 4-1-1 |
| 第2節 | 情報の収集及び伝達 | 4-2-1 |
| 第3節 | 災害広報 | 4-3-1 |
| 第4節 | 避難対策及び警戒区域の設定 | 4-4-1 |
| 第5節 | 高速道路車両及び列車の措置 | 4-5-1 |
| 第6節 | 救出・医療救護対策 | 4-6-1 |
| 第7節 | 応援要請の時期 | 4-7-1 |
| 第8節 | 災害防御対策 | 4-7-1 |

化学工業地域災害対策編

担当部署 青海事務所 ◎消防本部

第1章 総則

第1節 計画の目的

一般的な石油類、高圧ガス、火薬類及び毒物、劇物等（以下「危険物等」という。）に関する防災対策については、震災対策編及び風水害対策編で述べたところであるが、これら危険物等を大量に取り扱う地域においては、更に詳細な防災対策を講ずる必要がある。

これらの地域を、化学工場地域として指定（以下「指定地域」という。）し、この指定地域における災害の未然防止と、また、災害が発生した場合にその拡大防止のため、特に関係の深い防災機関及び指定地域内に存在する企業（以下「関係企業」という。）が行うべきそれぞれの業務を明確にし、もって指定地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

防災対策の策定にあたっては、特に次の基本方針に沿って万全の対策を確立する。

1. 災害防ぎよの主眼は、地域住民の安全対策を最優先する。
2. 関係企業は災害防止について、第一義的責務を有する。
3. 防災関係機関及び関係企業は、相互に連携を密にして防災対策を推進する。

第2節 指定地域の範囲

指定地域は、デンカ㈱青海工場及び同田海工場の屋外貯蔵タンクの防油堤の境界から300メートル、製造施設の敷地の境界から500メートルの地点を結んだ線を基準に、防災活動の組織単位を勘案して、道路、河川又は鉄道等によって定め、次に掲げる区域で、次ページに表示する区域とする。

| 指定地域名 | 区 域 名 |
|----------|--|
| 青海化学工業地域 | 大沢、栄町、石曾根、観音町、相生町、桜ヶ丘、北斗町、諏訪町、上野町、寺町の一部、港町2区の一部、宮花町の一部 |
| 田海化学工業地域 | 今村新田、田海、高畑1区、八久保3区 |

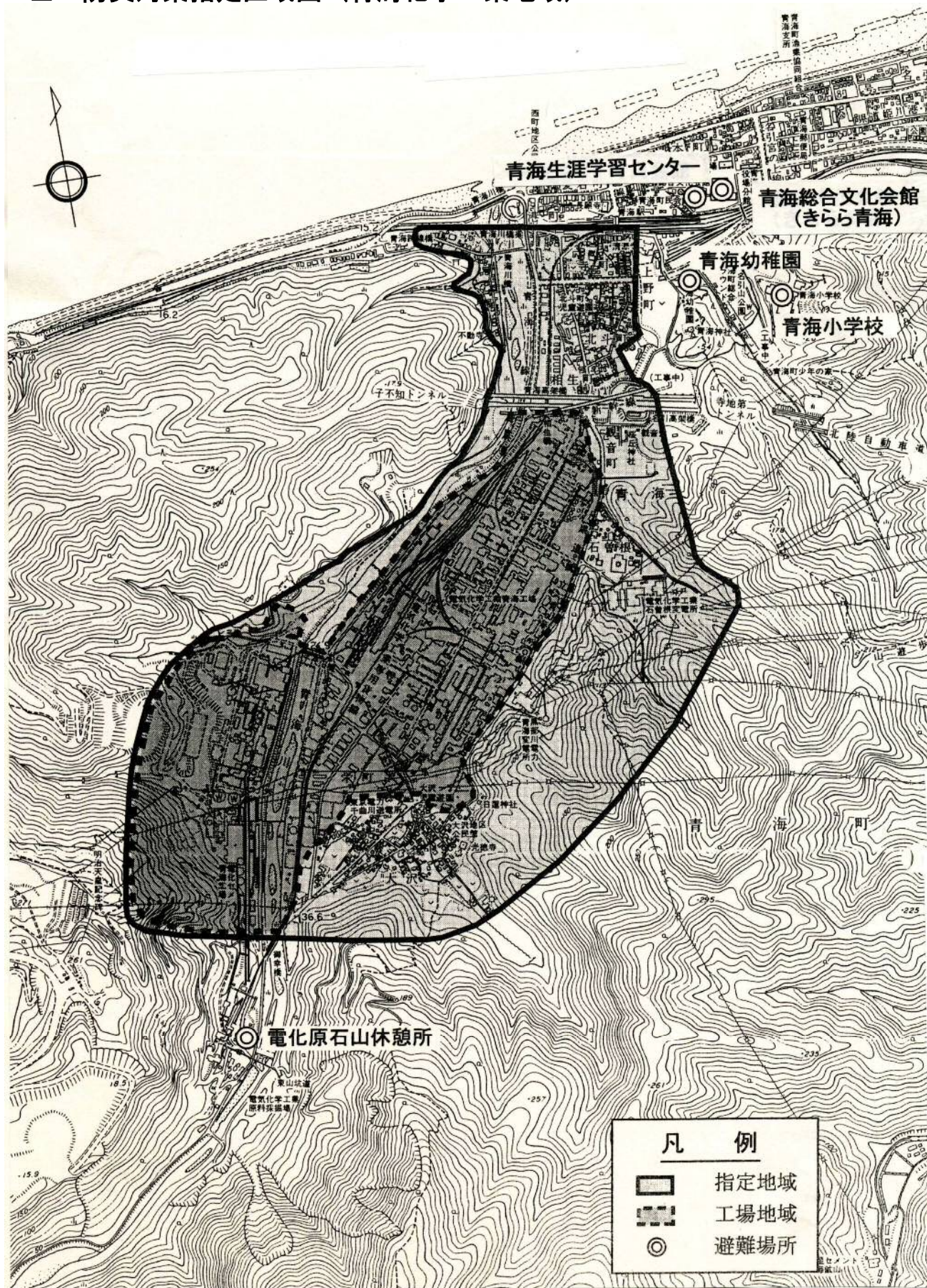
第3節 想定される災害

指定地域には、危険物等が大量に貯蔵され、取り扱われているため不測の事故や地震、台風等の天災によって特殊な災害を引きおこし、その規模も広範囲にわたることが予想される。

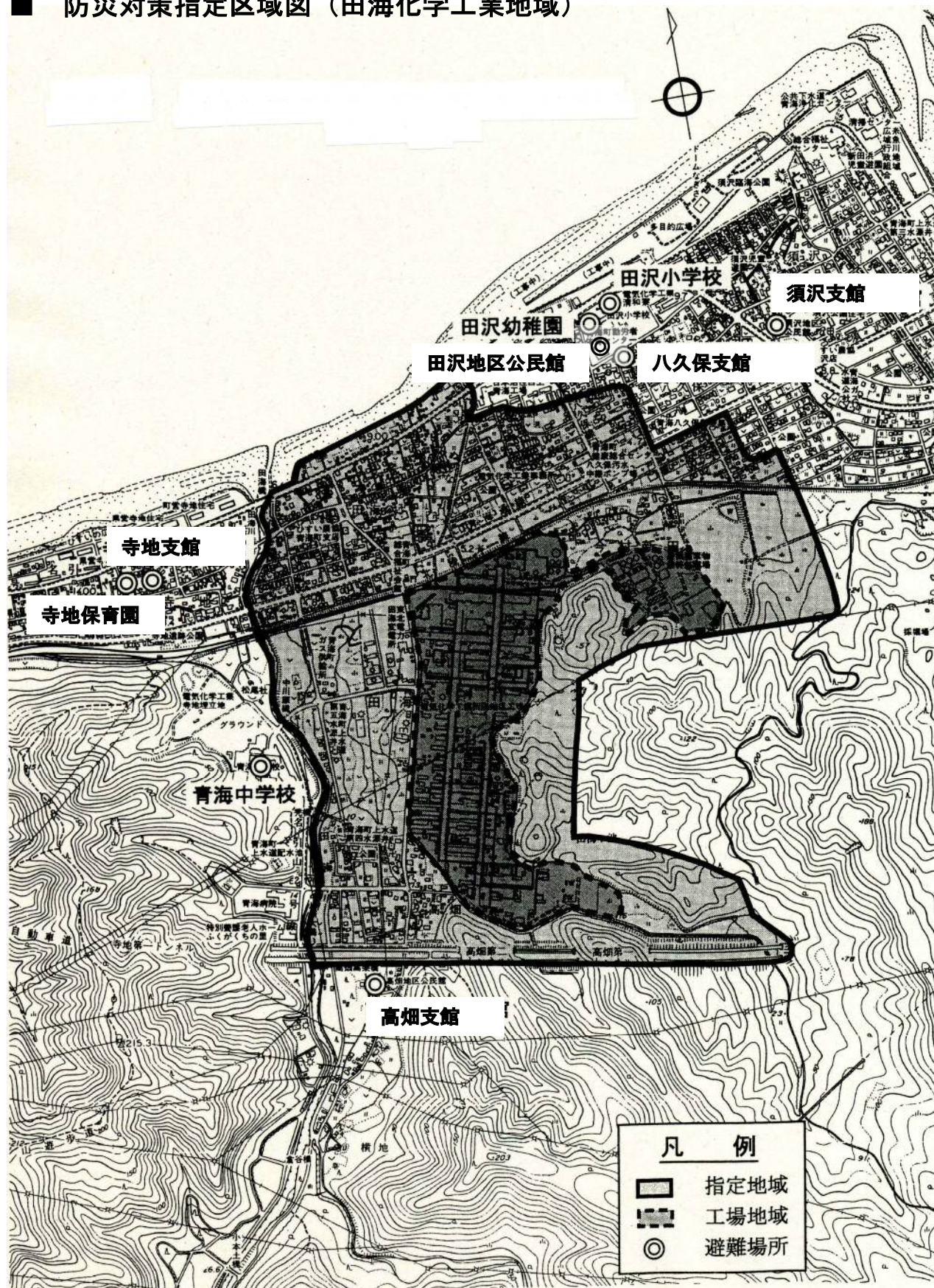
このような状況にかんがみ、おおむね次のような災害が想定される。

1. 危険物等の火災、爆発、流出
2. 可燃性ガスの漏えい、拡散、滞留、爆発
3. 有毒性ガスの漏えい、拡散、滞留、中毒

■ 防災対策指定区域図（青海化学工業地域）



■ 防災対策指定区域図（田海化学工業地域）



第4節 指定地域の現況

1 土地利用の概要

指定地域とその周辺一帯は、土地利用計画が確立されない以前に工場及び住家が立地したため、青海化学工業地域では、石曾根、観音町地区においては工場と住家が接近し、大沢、北斗町地区の一部においても道路をへだてての近接地区である。指定地域内の用途地域の状況は次のとおり。

■ 指定地域内の用途地域

| 区 分 | 青 海 地 域 | | 田 海 地 域 | |
|---------------|----------|-------|----------|-------|
| | 面積 (h a) | 比率 | 面積 (h a) | 比率 |
| 第1種中高層住居専用地域 | — | — | 16.7 | 9.4 |
| 第 1 種 住 居 地 域 | — | — | 30.2 | 16.9 |
| 商 業 地 域 | 7.5 | 3.8 | 0.9 | 0.5 |
| 準 工 業 地 域 | 1.2 | 0.6 | 0.6 | 0.3 |
| 工 業 地 域 | 14.0 | 7.2 | 59.1 | 33.3 |
| 工 業 専 用 地 域 | 71.6 | 36.6 | 46.3 | 26.1 |
| そ の 他 | 101.1 | 51.8 | 23.9 | 13.5 |
| 計 | 195.4 | 100.0 | 177.5 | 100.0 |

2 指定地域内の危険物等の貯蔵及び取扱状況

指定地域（青海地域、田海地域）の各工場で貯蔵、取り扱っている危険物等の主なものは次のとおりである。

■ 貯蔵取扱い危険物等品名

| | 品 名 | 青海地域 | 田海地域 | 品 名 | 青海地域 | 田海地域 |
|-------------------|------------------|------|------|------------------|------|------|
| | | | | | | |
| 危 険 物 | 過 酸 化 物 | | ○ | 第二石油類 (酢酸) | ○ | ○ |
| | 硫 黄 | | ○ | 〃 (ジクロロブテン) | | ○ |
| | 炭化カルシウム (カーバイド) | ○ | | 第三石油類 (エチルグリコール) | ○ | ○ |
| | 特殊引火物 (アセトアルデヒド) | ○ | ○ | 〃 (エーテル) | ○ | |
| | 第一石油類 (アセトン) | ○ | ○ | 〃 (重油) | ○ | ○ |
| | 〃 (トルエン) | ○ | ○ | 〃 (絶縁油) | ○ | ○ |
| | 〃 (クロロベン) | | ○ | 第四石油類 (潤滑油等) | ○ | ○ |
| | 〃 (アクリロニトリル) | | ○ | ニトロ化合物 (DNT) | ○ | |
| | 〃 (トリクロロエチレン) | | ○ | 酢酸エステル類 | ○ | |
| | 〃 (酢酸ビニル) | ○ | | アルコール類 (メタノール等) | ○ | ○ |
| | 〃 (ジビニルアセチレン) | | ○ | | | |
| 〃 (2,3-ジクロロブタジエン) | | ○ | | | | |
| 高圧ガス | モノシラン | | ○ | 液 化 ブ タ ン | | ○ |
| | 液 化 塩 素 | | ○ | | | |
| 可燃性ガス | 一 酸 化 炭 素 | ○ | | アセチレン | ○ | ○ |
| | 水 素 | | ○ | 天 然 ガ ス | ○ | ○ |
| 毒劇物 | 塩 素 | | ○ | 液体アンモニア | ○ | |
| | 水酸化ナトリウム | ○ | ○ | 硫 酸 | ○ | ○ |
| | モノクロル酢酸 | | ○ | 塩化水素 (塩酸) | ○ | ○ |
| その他 | モノビニルアセチレン | | ○ | | | |

(資料：デンカ (株) 令和6年5月現在)

第5節 防災関係機関及び関係企業の処理すべき事務又は業務の大綱

指定地域の防災対策を推進するにあたり、防災関係機関及び関係企業の処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 関係行政機関

| 防災関係機関 | 処理すべき防災事務、業務の大綱 |
|-------------------|---|
| 糸魚川市 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の収集、伝達及び被害調査 2. 災害広報 3. 避難指示及び誘導 4. 被害者の救助 5. 交通整理、警戒区域の設定 6. 自主防災組織の確立及び強化の指導 7. 防災資器材の備蓄、整備 8. 知事に対する自衛隊の災害派遣要請 |
| 消防本部 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の収集、伝達及び災害原因並びに被害状況等の調査 2. 災害広報 3. 避難指示及び誘導 4. 被害者の救出、救助 5. 消防活動及び自衛消防隊の指揮 6. 警戒区域の設定及び被害拡大の防止 7. 危険物施設の保安に必要な指導、助言及び立入検査 8. 防災資器材の備蓄、整備 9. 保安教育の徹底 10. 自衛消防組織の強化及び防災資器材の備蓄、整備の指導 |
| 新潟県 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の収集、伝達及び災害原因並びに被害状況等の調査 2. 市町村の実施する救助活動及び消火活動並びに応急処置に対する応援、指示または調整 3. 消火薬剤等の必要資器材の調整、斡旋 4. 危険物等の施設の保安確保に必要な指導、助言又は立入検査 5. 自衛隊の災害派遣要請 |
| 新潟県警察本部 糸魚川警察署 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 気象予警報等の伝達 2. 災害情報等の収集、伝達及び災害広報 3. 救出、避難指示及び誘導 4. 交通規制 5. 被災地の警戒警備 6. 災害原因調査 |
| その他防災 関係機関 | <p>地域防災計画にて定められた、その他の防災関係機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに市の実施する防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。</p> |

2 関係企業

| 関係企業 | 処理すべき防災事務、業務の大綱 |
|------|--|
| 関係企業 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 被害状況の収集及び地域住民に対する広報、並びに防災関係機関に対する通報 2. 防災施設及び資器材の整備 3. 自衛防災組織の強化 4. 防災教育、防災訓練の実施 5. 消火活動及び被害の拡大防止 |

第2章 防災組織

第1節 組織の整備

防災関係機関は、想定される化学工業災害について、それぞれの所掌する事務又は業務を的確かつ円滑に実施するため必要な組織を整備し、絶えずその改善に努めるとともに、職員の配置及び職務の分担を定めておくものとする。

1 防災関係機関

(1) 初動体制

災害発生の初期段階においては、化学工業災害の特性から、一刻も早い住民の避難が最優先となる。このため、被災想定区域に最も近い青海事務所が中心となり、市民の避難誘導にあたるものとし、職員の任務分担をあらかじめ定めておく。

① 平日（勤務時間帯）

| | 初期段階の対応 | 時期 |
|-------|---|---------|
| 青海事務所 | 避難誘導職員の配置 情報収集・災害広報（防災行政無線、広報車） 避難所開設 | 覚知後、直ちに |
| 本 庁 | 避難誘導の応援、 情報収集 災害広報の応援（防災行政無線、広報車） 避難所開設の応援 | |
| 能生事務所 | 対策本部の指示により応援 | |

② 夜間、休日

| | 初期段階の対応 | 時期 |
|---------------|---|--------------------------------------|
| 青海地域 在住職員 | 避難誘導職員の配置 情報収集・災害広報（防災行政無線、広報車） 避難所開設 | 緊急連絡網・ 広報（防災行政無線・CATV等）による覚知後、直ちに |
| 糸魚川地域 在住職員 | 青海事務所勤務職員は、青海事務所へ登庁し、所定の初期対応にあたる。 その他の職員は、各勤務先へ登庁し、対策本部の指示により避難誘導、避難所開設その他の応援にあたる。 | |
| 能生地域 在住職員 | 同上 | |

(2) 災害対策本部

市の災害対策本部体制については、震災対策編 第3章「第1節 災害対策本部の組織・運営計画」に準ずる。

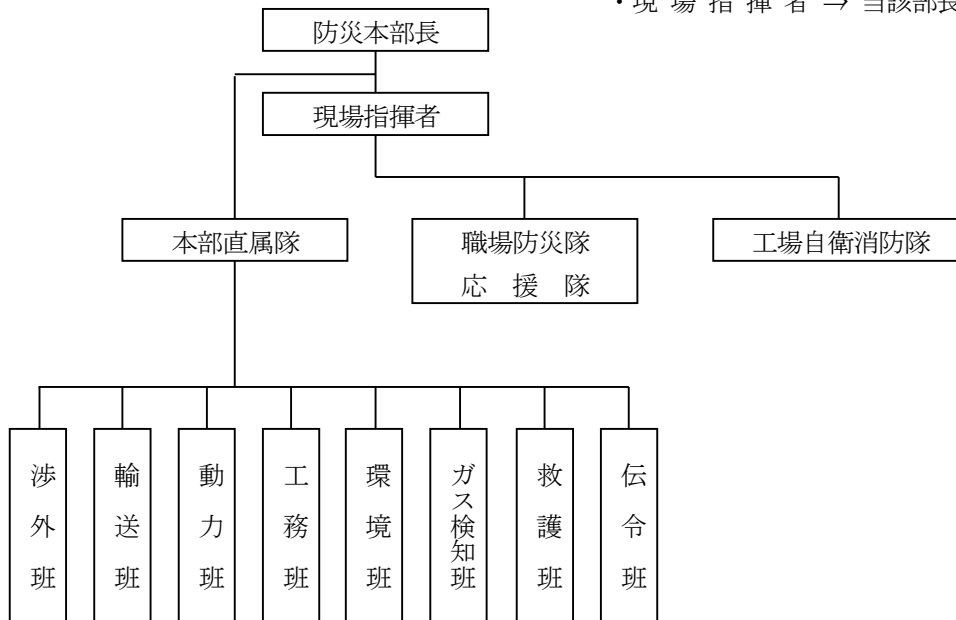
災害対策本部体制は、資料2-2のとおり。

2 関係企業

関係企業は、防災上重要な施設の管理者として、自主的に防災組織の強化充実に努めるほか、災害に対処するための組織を確立し強化するものとする

■ 企業防災対策組織表

- ・ 防災本部長 ⇒ 工場長
- ・ 現場指揮者 ⇒ 当該部長



3 市民

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

市民は、防災に関する理解と防災意識の高揚及び災害時における避難情報伝達及び避難方法等の早期徹底を図るため、防災組織を確立するものとし、市はそれを支援する。

第2節 応援協力体制の確立

1 関係企業との協力体制

市と関係企業は、災害発生時における「現場誘導」「危険区域の設定及び危険標識の掲示」等について、その内容、方法等を具体的に協議し、協力体制の確立に努める。

関係企業との協定名は次のとおりである。

防災活動に関する協定書・防災活動に関する覚書（資料15-1-2）

2 相互応援体制

震災対策編 第3章「第2節 防災関係機関の相互協力体制」に準ずる。

資料15-1 相互応援協定、資料15-2 消防相互応援協定

第3節 消防体制

市は消防体制を常に点検するとともに、企業の自衛消防組織を常に把握し、従来の消防出動体制のほか、化学工場等の事故に対する特別消防出動体制を確立するものとする。

1 公設消防体制

糸魚川市消防本部及び糸魚川市消防署の体制は、**資料1-9**のとおりである。

2 自衛消防体制

関係企業の自衛消防体制は、次のとおりである。

■ 関係企業自衛消防体制表

| 区 分 | | 青海工場 | 田海工場 | 計 |
|-----------|---------|--------------|---------------|--------|
| 隊員 | 専任者 | 日勤/1名・24H/2名 | 24H/2名 | 14名 |
| | 専任以外の隊員 | 42名 | 49名 | 91名 |
| 化学消防車 | | 1台 (A-1級3段P) | 1台 (A-2級3段P) | 2台 |
| 小型動力ポンプ | | — | 1台 (B-3級7.5ℓ) | 1台 |
| 指令車 | | 1台 | 1台 | 2台 |
| 泡消火剤(L) | フロロフォーム | 4,200L (3%) | 5,400L (3%) | 9,600L |
| 消火粉末 (Kg) | | 160kg | — | 160kg |

(資料：デンカ株令和6年5月現在)

第3章 災害予防

第1節 防災施設及び資器材の整備

防災関係機関及び関係企業は、災害の未然防止と、災害が発生した場合の被害拡大防止のため、その所掌する事務又は業務に必要な防災施設及び資器材を整備しなければならない。

防災施設及び資器材は、当面は緊急かつ需要の大きい次表に掲げるものを防災関係機関及び関係企業は調整をはかり備蓄、整備に努めるものとする。

■関係企業防災施設及び資器材の整備計画

| 施設資器材名 | 規格 | 整備量 |
|---------|---------------|---------|
| 屋外消火栓 | 地上式 | 110基 |
| 粉末消火設備 | 車載式 | 1基 |
| 指令車 | スピーカー搭載 | 1台 |
| 広報車 | 赤色回転灯、スピーカー搭載 | 1台 |
| 化学消防車 | A-1級1台、A-2級1台 | 2台 |
| 可搬式ポンプ | B-3級 | 1台 |
| 通信設備 | 防爆無線（青海・田海） | 各部門配置 |
| オイルフェンス | B型 | 460m |
| 油吸着マット | | 13,000枚 |
| 油処理剤 | 液体汎用吸着剤 | 90袋 |

（資料：デンカ株令和6年5月現在）

第2節 防災教育及び防災訓練

1 防災教育

防災関係機関及び関係企業は、危険物等を取り扱う者に対して「保安法令、危険物等の性質、製造、貯蔵及び取扱方法並びに、その災害予防、消火方法等」について講習会又は研究会を開催し、徹底した安全教育を随時実施するものとする。

また、危険物等を取り扱う関係企業における構内作業員に対しても、危険物等の性質、火気取扱及び災害時の応急処置等について徹底した安全教育を行うものとする。

2 防災訓練

災害が発生した場合、防災活動を迅速かつ、的確に実施するため防災関係機関と、関係企業及び地域住民は、相互に協力して随時訓練を実施し、その実効を期するものとする。

(1) 訓練科目

- ① 緊急通報訓練
- ② 避難救助訓練
- ③ 資器材調達訓練
- ④ 危険物等の火災、爆発、漏えい、流出防御訓練
- ⑤ タンクローリー等の火災防御、漏えい防御訓練
- ⑥ 市及び関係企業における緊急措置訓練

第3節 災害予防

1 関係企業の自主管理の徹底と保安体制の強化

関係企業は、危険物等の施設が保安法令に定める基準に常に適合するよう位置、構造及び設備並びに貯蔵、取扱について管理点検するものとする。点検にあたっては、保安法令に定められている事項及び自主点検基準により定期及び臨時に点検を励行し、その徹底を期するものとする。

また、関係企業は、消防計画を作成し、自衛消防体制の確立及び消防資器材の整備等保安体制の強化に努めるものとする。なお、従業員及び構内作業員に対し、火気使用器具、点火器具等の持ち込み及び溶接等の火気使用並びに機械器具の使用について十分な管理を行うものとする。

2 立入検査等の実施

防災関係機関は、それぞれ保安法令の定めるところにより、危険物等の施設の立入検査を的確に実施するとともに、予防保全の監督指導を行うものとする。

3 安全管理運動の実施

危険物等の安全管理に関する意識の高揚及び危険物等の施設の適正な維持管理の徹底を期するため、防災関係機関及び関係企業は共同して一定期間を定め、危険物等の安全管理に関する、啓発指導、防災対策、予防規程等の検討、危険物等施設の定期自主点検及び立入検査その他災害の未然防止についての安全管理運動を実施するものとする。

4 危険物等の施設の災害予防

危険物等の施設に対する災害予防対策については、保安法令の技術上の基準に適合するよう設置し、維持管理するほか、特に次に掲げる事項について配慮するものとする。

(1) 施設に関する対策

① 位置

危険物等の施設を設置する場合は、災害の発生を考慮し、その被害の拡大を防止するため民家等との距離を十分とるものとする。

② 配置

企業内における施設は、火災等が発生した場合、消防活動を有効に行い、その被害を最小限に防止するため施設相互間の保有空地を十分確保して配置するものとする。

③ 防災道路

大規模な施設においては、災害の発生に際し消防活動を円滑に実施するため、また危険物等が漏えいし、又は流出した場合、その被害の拡大を防止するため、防災道路の整備に努めるものとする。

④ 消防用水

大規模な火災等に対処するための消防用水を確保するため、貯水槽を主体とした水源を十分かつ適正に配置するものとする。

⑤ 予備電源

故障又は停電による災害の発生を防止するため、予備電源を確保するものとする。

⑥ 腐蝕の防止

危険物の設備その他工作物には、腐蝕を防止するための措置を講ずるものとする。

(2) 漏えいに関する対策

危険物等の貯蔵及び取扱設備は、伸縮性及び耐震性のある構造とし、必要に応じ高温、内圧がかかるものは表示をし、漏えい検知装置や緊急しゃ断弁等の安全装置について維持管理をし、河川附近には流出油防止堤を設ける等の措置を講ずるものとする。

(3) 爆発に関する対策

① 静電気の蓄積防止

危険物等を取り扱う設備は、静電気が蓄積されやすく、これが原因で爆発、火災をおこす危険があるので、これらの設備には、アース等の静電気を有効に除去する装置を設ける等、静電気の除去に細心の注意を払う。

② ガス検知

危険物等の施設は、爆発又は火災を防止するため、適宜ガス漏えい検知を行い、必要に応じて警報設備を設ける。

③ 安全装置

過剰充てん、異状反応等により、常用の圧力以上に圧力が上昇した場合、直ちに常用圧力以下にもどせる安全装置を設け、必要な箇所に圧力計を設ける。

④ 換気設備

危険物等の蒸気又は、ガスが漏えいした場合、爆発限界に達しないよう、短時間に換気できる換気設備等を設ける。

⑤ 保安ガスの封入、置換装置

危険物等の性状、品名により、危険な蒸気の大気放出による着火や設備内への引火又は、酸素の混入による異状反応等が起こりやすい物質があるが、これら設備には、災害の防止のため、保安ガスの封入又は置換設備を設ける。

⑥ 電気設備

危険物等を取り扱う設備には、可燃性蒸気、又は可燃性微粉等が漏出し、又は滞留するおそれがあるので、このような場所に設ける電気設備については、防爆構造等、当該電気設備が災害を発生させる点火源とならないよう配慮する。

(4) 運搬、移送に関する対策

危険物等を運搬又は移送する場合は、災害の防止に十分な措置を講ずるものとする。また、必要に応じて輸送中における災害、事故発生の際の対策と通報計画を確立しておく。

(5) 中毒に関する対策

① 毒性ガスの取扱は、まず、漏えいの防止をはかり、漏えいのおそれのある設備については、常にガス検知器等による検出を行う。

② 除毒中和

燃焼、吸収等の設備により除毒中和するとともに、安全弁の作動の場合にあっても、除毒中和装置に導く等の方法により、外部に逸散させることなく処理する。

(6) 資器材の整備

非常の場合に備えて、ガス検知器、油処理剤、防毒マスク等の資器材を常に整備するものとする。

第4章 災害応急対策

第1節 災害対策本部

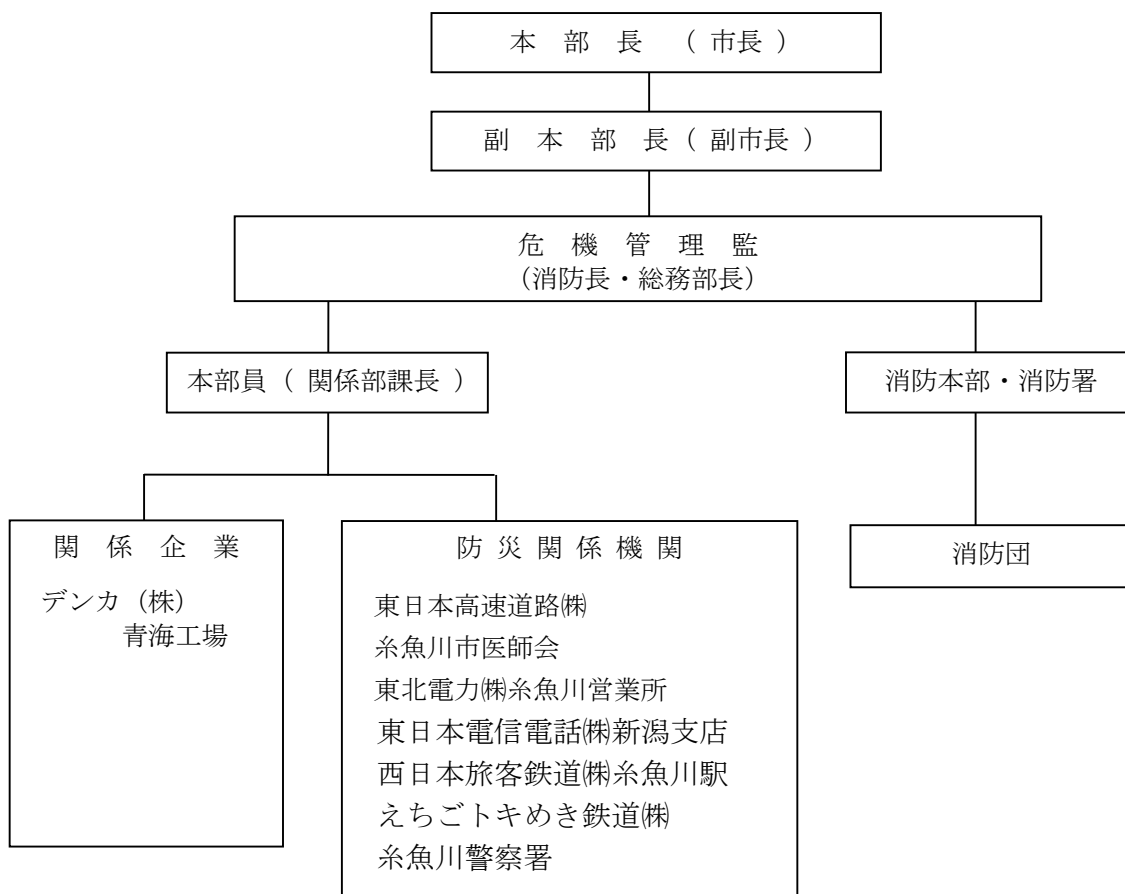
1 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置するとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、応急対策を実施するものとする。

現地対策本部が設置されたときは、防災関係機関及び関係企業は、対策本部員となるべき者を派遣する。

糸魚川市災害対策本部の組織・業務分掌は、資料2-2、2-3のとおり。

■ 現地対策本部組織系統図



第2節 情報の収集及び伝達

1 情報の収集及び伝達

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、関係企業は情報の収集に努め、防災関係機関等に対して、遅滞なく情報を通報し、又は相互に情報を交換し、災害応急対策の円滑な実施を図るものとする。

2 情報伝達の時期及び内容

情報伝達の時期及び内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害発生直後
 - ① 災害発生の日時及び場所
 - ② 災害の原因及び被害の概況
 - ③ 既にとった措置及びとろうとする措置の概要
- (2) 災害応急対策の実施中
 - ① 被害の状況
 - ② 災害応急対策の実施状況
 - ③ その他災害応急対策を実施するうえで必要な事項
- (3) 災害応急対策完了後
 - ① 確定した被害状況
 - ② 災害応急対策の実施結果

3 連絡窓口の明確化

防災関係機関及び関係企業は、情報の収集及び伝達の迅速確実を期するため、あらかじめ連絡窓口を定めておき、変更があったときは、その都度相互に通知し、関係機関が常に最新の連絡先を把握しておく。

4 通信手段の確保

災害時における、通信連絡は、電話、FAX等のうち最も迅速な方法で実施するものとするが、自己の保有する通信施設が使用できないときは、防災関係機関及び関係企業の通信施設等を利用して、通信連絡ができるよう、あらかじめ相互利用について連絡調整しておく。

第 3 節 災害広報

市は市民の安全を確保するため、避難指示の発令及び避難場所の周知を行う。関係企業は、防災関係機関との協議内容に基づいて周知を行い、防災関係機関及び関係企業は、双方とも被災者の立場に立った効率的な災害広報に努める。

1 広報の内容

- (1) 災害の発生状況（日時、場所、災害原因）
- (2) 避難指示及び避難場所
- (3) 地域住民のとるべき措置及び心得
- (4) 医療、救護所の開設状況
- (5) 災害応急対策の実施状況
- (6) その他、人身の安全及び社会秩序保持のための必要事項

2 広報の方法

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ所有する情報伝達手段を利用し、迅速かつ適切に広報するものとする。

■ 災害時の広報活動路線

| 地区名 | 広 報 ブロック | 青海分署から広報起点まで の距離及び所要時間 | | 広報ブロックにおける広報所要時間（分） | | |
|------------|-------------|---------------------------|--------------------|---------------------|---------|---------|
| | | 距 離 | 時 間 (分/50 km/h) | 10 km/h 時 | 30 km/h | 時間（最 大） |
| 青 海 地 区 | 大 沢 | 青海川経由 2.8 km | 4.0 | 12.0 | 4.0 | 16.0 |
| | 石曾根・観音町 | 北 門 1.4 km | 2.0 | 8.5 | 3.0 | 10.5 |
| | 北斗町・寺町他 | 北 門 1.4 km | 2.0 | 12.0 | 4.0 | 16.0 |
| | 宮 花 町 | 石灰会社 1.3 km | 1.5 | 3.5 | 1.1 | 5.0 |
| 田 海 地 区 | 高 畑 | 清雲寺 2.4 km | 3.0 | 10.0 | 3.5 | 13.0 |
| | 田海 1・2 区 | 田海川 1.2 km | 1.5 | 15.0 | 5.0 | 16.5 |
| | 八 久 保 | ぬな川公園 2.0 km | 2.5 | 18.0 | 6.0 | 20.5 |
| | 今村新田 | 踏 切 2.6 km | 3.0 | 5.0 | 1.5 | 5.0 |

■ 風向による拡散予想区域

| 風 向 | 拡 散 予 想 区 域 | |
|-----|-----------------|-----------------------|
| | 青海化学工業地域 | 田海化学工業地域 |
| 北 | 大 沢、石曾根 | 高 畑 |
| 北西 | 大 沢、石曾根、観音町 | 高 畑、今村新田 |
| 西 | 大 沢、石曾根、観音町 | 今村新田、八久保 |
| 南西 | 石曾根、観音町、北斗町、寺 町 | 今村新田、八久保 |
| 南 | 石曾根、観音町、宮花町 | 田海 1・2 区、八久保、今村新田 |
| 南東 | 石曾根、観音町、宮花町 | 田海 1・2 区、八久保、今村新田、高 畑 |
| 東 | 大 沢（一部）、宮花町 | 高 畑、田海 1・2 区 |
| 北東 | 大 沢（一部） | 高 畑 |

第4節 避難対策及び警戒区域の設定

指定地域において災害が発生し、また発生するおそれがある場合に避難所を開設し、警戒区域を設定して市民の生命、身体及び財産の保護と災害応急対策のための諸活動を確保する。

1 避難対策

(1) 避難所の選定等

市は避難に必要な施設等をあらかじめ調査し、地域住民に周知しておくものとする。

第1次的な避難として次表に示す避難場所（施設）を指定する。ただし、災害の規模や気象状況等により、さらに危険が迫るおそれがある場合は、さらに安全な避難場所（施設）への移動を指示する。

■ 化学工業災害における第1次的な指定避難場所

| | 避難地域名 | 避難場所 |
|----------|--|---|
| 青海化学工業地域 | 青海大沢、栄町 | デンカ原石山休憩所 |
| | 石曾根、観音町、相生町、桜ヶ丘、北斗町、諏訪町、上野町、寺町の一部、港町2区の一部、宮花町の一部 | 青海総合文化会館 青海生涯学習センター 青海小学校 青海幼稚園 |
| 田海化学工業地域 | 高畑1区 | 青海中学校 高畑支館 寺地支館 寺地保育園 |
| | 今村新田 八久保3区 | 田沢地区公民館 須沢支館 八久保支館 田沢小学校・田沢幼稚園 |
| | 田海 | 田沢地区公民館 八久支館 田沢小学校・田沢幼稚園 寺地支館 寺地保育園 |
| 合 | | 計 |

(2) 避難指示等

市が避難指示を発令する場合、並びに防災関係機関及び関係企業が市民や構内作業者を避難させる際には、特に次の事項を考慮する。

- ① 避難場所及び避難経路を明示すること。
- ② 避難のための誘導員を配置すること。
- ③ サイレン吹鳴、広報施設、広報車及び口頭伝達等により避難指示の徹底を図ること。

(3) 避難の誘導等

① 市

ア 防災行政無線及び広報車等により、速やかに災害発生の広報を行う。

イ 消防職員及び消防団員は、糸魚川市消防計画の特別配備体制に基づき、市民等の避難誘導にあたる。

ウ 市職員は、市民等の避難誘導にあたる。

② 警察署

市長が避難指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要請があったときは、市民等に対し避難を指示し、遅滞なくその旨を市長に通知する。

避難にあつては、避難路の確保、交通整理、誘導、被災地の警戒警備などの措置を行う。

③ 市民

市民は、避難場所及び避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難する。

避難の際には、近隣で逃げ遅れ等がないよう地域ごとの適当な集団で避難するものとする。

④ 関係企業

構内作業員に対して、避難の指示をするとともに、指定地域に広報車を出動させ、市広報車と連絡を密にして、市民への避難誘導にあたる。

2 警戒区域の設定

(1) 市の措置

市は市民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事するもの以外の立入を制限し、若しくは禁止し、又はその区域から退去を命ずるものとする。

(2) 消防機関の措置

消防機関は、人命又は財産の保護、災害発生防止又は消防活動の確保を図るため、必要に応じて「火災警戒区域」又は「消防警戒区域」を設定し、その区域内における火気使用の禁止、応急対策に従事する者以外の退去、出入の禁止又は制限するものとする。

この場合において、自らその措置をとることのできないときは、警察本部・警察署に要請するものとする。

(3) 警察本部・警察署の措置

警察本部・警察署は、市又は消防機関が自らその措置をとることができないときは、又はこれらの者から要請があったときは、これらの者が行う職権を行うものとする。

第5節 高速道路車両及び列車の措置

1 関係企業の措置

関係企業は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに市及び消防機関へ通報し、市及び消防機関が東日本高速道路(株)上越管理事務所、西日本旅客鉄道(株)糸魚川駅及びえちごトキめき鉄道(株)青海駅に迅速かつ的確に連絡できるように努めること。

2 東日本高速道路(株)上越管理事務所の措置

上越管理事務所は、災害の発生を覚知し、又は非常通知を受けたときは、その状況により適切な措置を講ずるものとする。

3 西日本旅客鉄道(株)の措置

西日本旅客鉄道(株)は、災害の発生を覚知し、又は非常通知を受けたときは、その状況により適切な措置を講ずるものとする。

4 えちごトキめき鉄道(株)の措置

えちごトキめき鉄道(株)は、災害の発生を覚知し、又は非常通知を受けたときは、その状況により適切な措置を講ずるものとする。

第6節 救出・医療救護対策

被害者の救出、医療、救護については、防災関係機関及び関係企業は相互に協力し、迅速かつ的確に実施するものとする。

1 救出活動

(1) 消防機関の措置

警察本部・警察署と緊密なる連携のもとに関係企業を指揮して、被害者を救出し、医療機関へ搬送する。

(2) 関係企業の措置

- ① 自衛消防隊その他の要員により、被災従業員等を救出する。
- ② 消防機関の救急隊到着後は、相互に連携を保ち、その指揮をうけて救出にあたる。

2 医療、救護

市は災害の規模や状況に応じ、仮設救護所を設置し、医療機関により医療班を編成、医療救護にあたる、また、必要に応じ、県に対して日本赤十字社新潟県支部及び県医師会の医療班の応援を要請する。

第7節 応援要請の時期

市は、被害の発生又は拡大防止にあたり、災害の規模が大きく消防機関及び関係企業自衛消防隊の消防力をもってしても鎮圧又は防御困難と認める場合は、応援協定市町村等及び県知事に対し、応援を要請する。

第8節 災害防御対策

危険物等の火災、爆発、蒸気、ガス等の漏えい又は流出等が発生した場合における、防災関係機関及び関係企業のとるべき基本的事項は次のとおりとする。

1 火災（爆発）等に関する対策

| 機 関 名 | 措 置 す べ き 事 項 |
|--------|--|
| 災害発生企業 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 操業中止等必要な措置を講ずること。 2. 企業構内へ異常事態発生の警報を発令すること。 3. 防災関係機関及び関係企業へ通知すること。 4. 自衛消防組織による初期消火等の活動を行うこと。 5. 消防機関あるいは市に対して爆発性、引火性物品の所在施設の配置及び災害の態様を報告し、誘導すること。 6. 消防機関の実施する消防活動に協力すること。 |
| 消防本部 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 現場本部を設置し、各消防隊を指揮し、消火並びに被害の拡大防止にあたる。 2. 消防警戒区域を設定する。 3. 他の消防機関に応援要請を行うこと。 4. 特に必要がある場合は、市を経由して県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。 |
| 糸魚川市 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 消防機関又は災害発生企業から連絡があった場合の、住民への広報 2. 警察署と連携を図り、避難の指示、誘導の実施 3. 県、東日本高速道路株、えちごトキめき鉄道株等、関係団体への連絡 |
| 糸魚川警察署 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難の指示、誘導 2. 被災者の救出救護 3. 交通規制の実施 |

2 危険物等の蒸気、ガス漏えいに関する対策

危険物等の蒸気、ガスが大量に漏えいした場合、短時間に広範な地域に被害のおよぶことが予想され、前表に掲げるもののほか、特に次の措置を講ずるものとする。

| 機 関 名 | 措 置 す べ き 事 項 |
|-------------|--|
| 災害発生 企 業 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 消防機関、警察官署等に通報する場合には、特に毒性その他の性状についてもあわせて報告すること。 2. 危険物等の供給を停止して、漏えい箇所を確認すること。 3. 漏えいした蒸気、ガス等が引火性のある場合、ただちに火気、自動車等の使用を禁止させるとともに、電気設備点火源となるものについては適切な措置を講ずること。 4. 蒸気の発生源となる、流出油等は出来るだけ回収するものとして、回収出来ないものにあたっては、油処理剤、油吸着剤等により処理する。 また、必要に応じ、蒸気の発生を減少させるため泡放射等を行うこと。 5. 毒性ガスの漏えい拡散にあたっては、毒性軽減のため中和剤等の散布をすること。 6. 漏えいした危険物等の蒸気、ガスが引火性、毒性がある場合、ガス検知を行うこと。 |
| 消防本部 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 蒸気、ガス等の性状、立地条件、気象状況等に応じて、火災警戒区域を設定し、市民等の避難誘導を行うこと。 2. 企業と協力して次の事項を実施すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 蒸気発生源となる流出油等の処理及び蒸気発生防止のため、泡放射等の実施 (2) 毒性ガスの漏えいに対しては、毒性を軽減するための中和剤等の散布 (3) 可燃性ガス、毒性ガス等のガス検知の実施 |
| 糸魚川市 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 消防機関又は災害発生企業から連絡があった場合の、市民への広報 2. 警察署と連携を図り、避難の指示、誘導の実施 3. 県、東日本高速道路(株)、えちごトキめき鉄道(株)等、関係団体への連絡 |
| 糸魚川 警察署 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難の指示、誘導 2. 被災者の救出救護 3. 交通規制の実施 |

3 危険物等の流出に関する対策

危険物等の流出による被害の影響は、広範囲にわたり火災発生のおそれのあるもので、前記1及び2に掲げるもののほか、次の措置を講ずる。

| 機 関 名 | 措 置 す べ き 事 項 |
|-------------|---|
| 災害発生 企 業 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 流出範囲の拡大を防止するため、土のう積、築堤等の実施 2. 河川、水路等への流出防止 3. 流出油の回収及び油処理剤、油吸着材等による処理の実施 4. 火気使用の禁止 |
| 消防本部 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 火災警戒区域の設定、市民等の避難誘導を行うこと。 2. 企業と協力して次の事項を実施すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 流出範囲の拡大を防止するため、土のう積、築堤等の実施 (2) 河川、水路等への流出防止 (3) 流出油の回収及び油処理剤、油吸着材等による処理の実施 |
| 糸魚川市 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 消防機関又は災害発生企業から連絡があった場合の、市民への広報 2. 警察署と連携を図り、避難の指示、誘導の実施 3. 県、東日本高速道路㈱、えちごトキめき鉄道㈱等、関係団体への連絡 |
| 糸魚川 警察署 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難の指示、誘導 2. 被災者の救出救護 3. 交通規制の実施 |

